

新潟市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 10 号）第 6 条の規定により、平成 22 年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

## 1 人事行政の運営状況の概要

### (1) 職員の任免および職員数に関する状況

#### ① 職員の採用状況（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日）

##### ア 試験採用

(単位：人)

区分	大卒程度		免許 資格 職	高卒程度		身体 障が い者	民間経験者		消 防		幼稚 園教 諭	合計
	事務	事務 以外		事務	事務 以外		事務	事務 以外	大卒 程度	高卒 程度		
採用者数	35	27	137	7	2	1	12	13	26	7	3	270

##### イ 選考採用

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
33	14	47

※ 選考採用としては、教育職員や医師、国・県や他の地方公共団体の職員などを本市の職員として採用しました。

#### ② 職員の退職状況（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

(単位：人)

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	79	61	37	18	2	197
普通退職	14	80	2	2	49	147
募集退職	27	41	12	6	0	86
死亡退職	4	3	1	2	0	10
その他退職	1	0	0	0	0	1
計	125	185	52	28	51	441

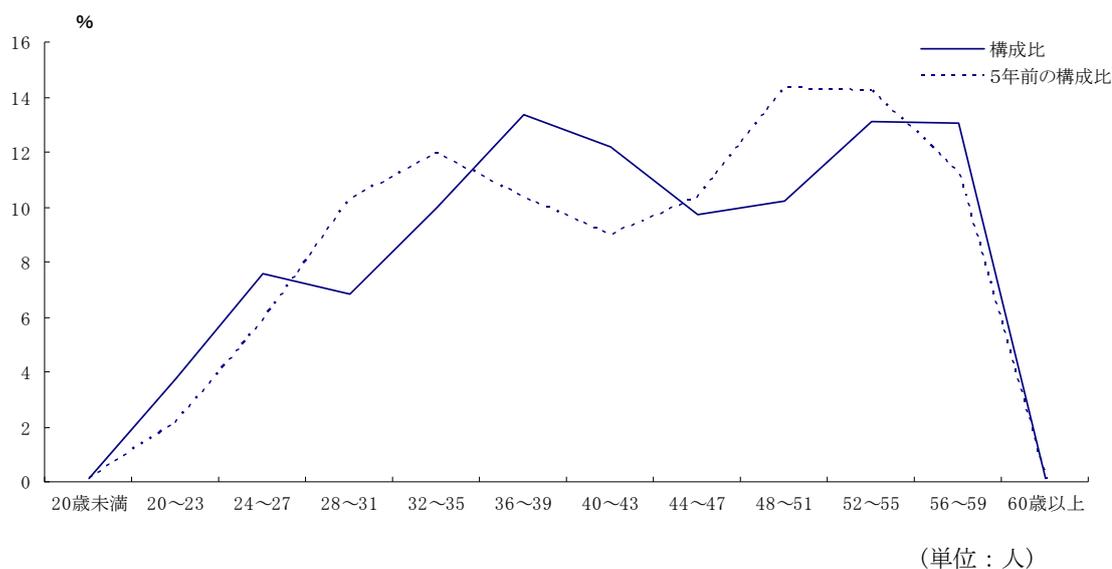
③ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門		職員数		増減数	主な増減理由
		平成 23 年	平成 22 年		
一般 行政 部門	議 会	24	24	0	
	総 務	824	887	△63	国勢調査の終了など
	税 務	267	270	△3	
	民 生	1,232	1,244	△12	一時的な増員の解消など
	衛 生	639	650	△11	清掃施設業務の委託化など
	労 働	8	8	0	
	農林水産	201	202	△1	
	商 工	103	99	4	観光業務の体制強化など
	土 木	544	543	1	
	小 計	3,842	3,927	△85	
特別 行政 部門	教 育	1,015	1,052	△37	学校用務員・調理員の配置基準見直しなど
	消 防	910	905	5	欠員の補充など
	小 計	1,925	1,957	△32	
公営 企業 など 部門	病 院	922	905	17	看護体制の充実など
	水 道	343	350	△7	検針業務の委託化など
	下 水 道	207	210	△3	業務執行体制の見直しなど
	そ の 他	211	224	△13	一時的な増員の解消など
	小 計	1,683	1,689	△6	
合 計		7,450	7,573	△123	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

④ 職員の年齢別職員構成の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8	278	562	508	745	996	910	723	762	978	973	7	7,450

⑤ 新・定員配置計画の数値目標及び進捗状況

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で普通会計部門における職員数 300 人を削減することを目標とした新・定員配置計画を策定し、その達成に努めています。

ア 数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 22 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	普通会計部門における職員数 300 人の減員

イ 年次別進捗状況（実績）

(単位：人)

部門	実績			数値目標	
	H22. 4. 1 職員数	H23. 4. 1 職員数	差	H25. 4. 1 職員数	
普通会計	一般行政	3,927	3,842	△85	3,691
	教育	1,052	1,015	△37	982
	消防	905	910	5	911
計	5,884	5,767	△117	5,584	

## (2) 職員の給与の状況

### ① 人件費の状況（平成 22 年度普通会計決算）

歳出総額のうち人件費は546億6,262万円となり、歳出総額に占める割合は15.6%でした。

区分	歳出額 (A)	実質収支 (歳入総額－歳出総額)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
22 年度	千円 349,918,053	千円 1,594,508	千円 54,662,625	% 15.6

※ 普通会計は水道職員や病院職員などの公営企業にかかる経費は除きます。なお、人件費には共済費の事業主負担が含まれています。

### ② 職員給与費の状況（平成 23 年度普通会計予算）

給与総額と職員数の状況は表のとおりで、職員 1 人当たりの平均年間給与総額は約 612 万円（前年比△11 万円）です。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
23 年度	人 5,976	千円 23,834,332	千円 4,212,675	千円 8,527,609	千円 36,574,616	千円 6,120

※ 職員手当は退職手当（7,885,935 千円）を除くそのほかの手当（扶養・通勤・住居・時間外勤務手当など）の総額です。

### ③ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
一般行政職	43.2 歳	334,620 円	423,069 円	
技能労務職	47.0 歳	330,337 円	375,513 円	
	うち用務員	47.8 歳	333,969 円	369,672 円
	うち清掃作業員	47.8 歳	346,393 円	430,782 円
	うち給食調理員	45.8 歳	315,172 円	328,784 円

- ※ 1 「一般行政職」とは国において給料表が異なる税務職と福祉職の職員は除きます。  
 2 「平均給料月額」とは平成 23 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 3 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当，調整手当，住居手当，時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

### ④ 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		新潟市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	137,200 円

※ 初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	266,405 円	299,334 円	360,273 円	389,343 円	415,599 円
	高校卒	220,060 円	266,162 円	303,105 円	357,973 円	385,153 円
技能労務職	高校卒	200,800 円	248,812 円	283,334 円	323,170 円	360,032 円

※1 経験年数は採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数です。

2 特定幹部職員（部長以上）は含まれていません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
9 級	部長	9人	0.3%	0.4%	0.4%
8 級	部長	30人	1.0%	0.9%	0.9%
7 級	次長	31人	1.0%	0.8%	1.2%
6 級	参事・課長	172人	5.8%	6.6%	8.2%
5 級	副参事・課長補佐	685人	23.1%	24.4%	28.9%
4 級	課長補佐・主幹	740人	24.9%	22.2%	16.7%
3 級	係長・主査・副主査	815人	27.4%	27.1%	26.9%
2 級	主事・技師	213人	7.2%	8.1%	10.1%
1 級	主事・技師	276人	9.3%	9.5%	6.7%

※1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑦ 職員の手当の状況（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

ア 期末・勤勉手当

● 1 人当たり平均支給額	1, 4 4 2 千円
● 支給割合 ※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。	
・ 期末手当	2. 6 月分 (1. 4 5 月分)
・ 勤勉手当	1. 3 5 月分 (0. 6 5 月分)
● 加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置
・ 役職加算	5 ～ 2 0 %
・ 管理職加算	なし

イ 退職手当（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23. 5 月分	30. 55 月分
勤続 25 年	33. 5 月分	41. 34 月分
勤続 35 年	47. 5 月分	59. 28 月分
最高限度額	59. 28 月分	59. 28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1 人当たり平均支給額	1, 835 千円	24, 881 千円

ウ 特殊勤務手当（普通会計決算）

職員全体に占める手当支給職員の割合	2 2. 6 %
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	1 0 2, 1 3 1 円
手当の種類（全職種）	1 8 種類
支給額の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当，療育指導等業務手当
支給対象職員の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当

エ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績	1, 9 7 9, 9 9 6 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	3 4 3 千円

オ その他の手当（主なもの）

扶養手当	配偶者	13, 000 円
	子どもなど（年齢などの区分に応じて）	6, 500 円～16, 000 円
住居手当	借家・アパートなど（家賃の額に応じて）	最高 27, 000 円
通勤手当	バス・電車などの利用者（運賃の額に応じて）	最高 55, 000 円
	自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて）	2, 000 円～24, 500 円

⑧ 特別職の報酬などの状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額など
給料	市 長	1, 1 6 3, 0 0 0 円
	副 市 長	9 3 9, 0 0 0 円
報酬	議 長	7 7 8, 0 0 0 円
	副 議 長	7 0 0, 0 0 0 円
	議 員	6 5 3, 0 0 0 円
期末手当	市 長	6 月期 1. 4 月分 1 2 月期 1. 5 5 月分  計 2. 9 5 月分
	副 市 長	
	議 長	
	副 議 長	
	議 員	
退職手当	市 長	給料月額(1, 163, 000 円) × 在職月数 × 0. 6 4 (任期毎)
	副 市 長	給料月額( 939, 000 円) × 在職月数 × 0. 4 2 (任期毎)

### (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間の状況（標準的なもの。平成 23 年 4 月 1 日現在）

- ア 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。1 日当たり 7 時間 45 分勤務
- イ 週休日 土曜日及び日曜日
- ウ 休日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
- エ 休憩時間 午後 0 時から午後 1 時までの 60 分間

② 年次有給休暇の取得状況（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

1 年度につき 20 日間付与。当該年度付与分のみ翌年度繰越し可。  
平均取得日数は、12.5 日

③ 特別休暇の導入状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

種 類	付与日数など
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 産前・産後	出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から産後 8 週間を経過する日までの届け出た期間
4 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
5 妊娠中の通勤	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 生理	連続する 2 日以内で必要とする期間
7 育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
8 骨髄移植	必要と認められる期間
9 ボランティア	1 年度において 5 日の範囲内の期間
10 職員の結婚	5 日の範囲内の期間
11 妻の出産	2 日の範囲内の期間
12 子の看護	1 年度において 5 日の範囲内の期間（対象が 2 人以上の場合は 10 日間）
13 短期介護休暇	1 年度において 5 日の範囲内の期間（対象が 2 人以上の場合は 10 日間）
14 忌引き	親族に応じて付与
15 父母の追悼	1 日の範囲内の期間
16 夏季休暇	3 日の範囲内の期間
17 災害による現住居の損壊など	7 日の範囲内の期間
18 災害による出勤困難	必要と認められる期間
19 リフレッシュ休暇（勤続 20 年、30 年）	3 日の範囲内の期間
20 育児参加	5 日の範囲内の期間

※特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

④ 育児休業の取得状況（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	3	111	114
前年度から引き続けている者	0	141	141

（４）職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

① 分限処分者数

（単位：人）

処分手由／処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	—	—	0	—
2 心身の故障の場合	0	0	205	—	205	—
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	—	0	—
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—	0	—
5 刑事事件に関し起訴された場合	—	—	2	—	2	—
6 条例に定める事由による場合	—	—	0	0	0	—
合計（1～6 の計）	0	0	207	0	207	—
7 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者	—	—	—	—	—	0
8 地方公務員法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかった者	—	—	—	—	—	0

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の 4 種類があり、地方公務員法第 28 条に規定されています。

② 懲戒処分者数

（単位：人）

処分手由／処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
1 法令に違反した場合	5	0	0	0	5	14
2 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	1	0	0	2	30
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	2	2	1	9	1
合計	10	3	2	1	16	45

※1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、免職の 4 種類があり、地方公務員法第 29 条に規定されています。

2 訓告等とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

## (5) 職員のサービスの状況

職員のサービス上の義務として、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持およびサービス規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、平成22年度においては次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

時 期	内 容	方 法
平成22年4月20日	サービスに関する連絡会議（サービス規律の徹底など）	所属長周知
平成22年6月21日	職員の綱紀の保持およびサービス規律の徹底について	文書通知
平成22年10月18日	新潟市長選挙における職員のサービス規律の確保について	文書通知
平成22年12月6日	職員の綱紀の保持およびサービス規律の徹底について	文書通知
平成23年1月25日	サービスに関する連絡会議（時間外勤務の縮減など）	所属長周知
平成23年3月22日	統一地方選挙における職員のサービス規律の確保について	文書通知

## (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

### ① 研修の実施状況

区 分	人 数
1 職場研修	17,874
2 自己啓発	151
3 階層別研修	1,452
4 専門研修	3,047
5 政策形成研修	27
6 IT研修	737
7 意識啓発講座	206
8 派遣研修	191
9 研修計画	5
合計（延べ人数）	23,690

### ② 勤務成績の評定の状況

平成22年度より人材育成を主たる目的として、全職員を対象に人事評価を実施しています。

評価項目は、仕事の成果、職務遂行上求められる能力及び勤務態度を見る「能力・態度評価」と、組織の目標を踏まえた個人目標を明確にした上でその達成度を見る「業績評価」で構成しています。

今後、職員の能力や適性に応じた適材適所の配置、昇任など、個人の能力や業績を公正・公平に評価する人事管理をより適正なものとしていくため、さらに制度内容を充実したものとしていきます。

**(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況** (平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

① 職員厚生に関する事業概要

ア 新潟市職員互助会の実施事業

- ・ 給付事業 (慶弔給付・見舞金など) 2,523 件
- ・ 貸付事業 (普通貸付・特別貸付) 15 件
- ・ 団体扱いの保険の取り扱い
- ・ 助成事業 (クラブ活動助成など)
- ・ 厚生施設, 職員保養所の運営

イ 新潟県市町村職員共済組合の実施事業

- ・ 長期給付事業 (退職者, 遺族への年金給付)
- ・ 短期給付事業 (法定給付, 付加給付)
- ・ 貸付事業
- ・ 保健事業 (疾病予防, 健康相談など)

② 公務災害などの状況

区 分	件 数
公務災害	52
通勤災害	3
合 計	55

## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 職員の競争試験及び選考の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

平成22年度に実施した新潟市職員採用試験の結果、総数で3,093人の応募があり、最終合格者は242人でした。

ア 実施日

(ア) 大学卒業程度

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表	
一般行政	6月27日 筆記試験	7月22日 作文試験・適性検査・集団面接		8月19日	
社会福祉		7月20日 作文試験 適性検査	8月3日～6日 個別面接・集団面接・集団討論		集団面接 個別面接
精神保健福祉相談員			7月27日		
土木			8月2日		
土木(水道)			7月29日		
建築			8月2日		
電気			7月28日		
電気(水道)			7月28日		
機械			8月2日		
化学			7月28日		
農業			8月2日		
消防士A	6月27日 筆記試験	8月9日	作文試験 適性検査	7月27日	
消防士B	6月28日 適性検査	7月15.16日	個別面接		
学芸員	12月13日 筆記試験 (作文)	1月17日	個別面接, 適性検査	1月27日	

## (イ) 免許資格職

職 種	第一次試験日	第二次試験日			最終合格発表
獣医師	7月21日	作文試験・適性検査・個別面接			8月19日
保健師	6月27日 筆記試験	7月20日 作文試験 適性検査	7月27日 集団面接・個別面接		
薬剤師(病院)		7月24日	作文試験・適性検査 個別面接		
歯科衛生士					
診療放射線技師	9月26日 筆記試験	10月23日 作文試験・適性検査 個別面接			11月18日
臨床検査技師		10月22日 作文試験 適性検査	11月12日	集団面接 個別面接	12月1日
栄養士			11月15日 ~17日		
保育士A					
保育士B	10月17日 筆記試験	11月13日 作文試験 適性検査	11月14日 集団面接・個別面接		12月24日

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

## (ウ) 高校卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日	最終合格発表
一般事務	9月26日 筆記試験	10月22日 作文試験 適性検査	11月12日 集団面接 個別面接	11月18日 19日 個別面接	12月1日
土木		10月20日 作文試験・適性検査 10月21日 個別面接			
学校事務 A, B		11月18日 作文試験 適性検査 個別面接			
消防士	9月26日 筆記試験 10月19日 適性検査				

## (エ) 民間企業等経験者

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日	最終 合格発表
一般行政	10月17日 筆記試験	11月13日 11月14日	面接試験 作文試験 適性検査	12月12日 個別面接	12月24日
社会福祉					
一般行政 (国際)		12月5日 12月11日	【1日目】 作文試験 適性検査		
一般行政 (会計監査)					
土木		11月13日 12月11日	【2日目】 集団面接 個別面接 (プレゼンテーション含む)		
土木 (水道)		11月13日 12月18日			
建築		11月13日 12月12日			
機械					
電気		11月13日 12月18日			
電気 (水道)					

## (オ) 身体障がい者

職 種	第一次 試験日	第二次試験日	最終合格 発表
一般事務	11月7日 筆記試験 適性検査	12月5日 作文試験・個別面接	12月16日
学校事務			

## (カ) 任期付職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日	最終合格 発表
一般事務A	1月26日 筆記試験 適性検査	2月9日 個別面接	2月17日
一般事務B			
社会福祉			

イ 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政	796	512	30	17.1
	社会福祉	90	78	5	15.6
	精神保健福祉相談員	16	14	1	14.0
	土木	63	40	14	2.9
	土木(水道)	14	10	4	2.5
	建築	42	36	7	5.1
	電気	16	11	0	-
	電気(水道)	13	9	2	4.5
	機械	8	6	0	-
	化学	40	33	3	11.0
	農業	17	14	1	14.0
	消防士A(4月1日採用)	71	61	5	12.2
	消防士B(9月1日採用)	69	66	21	3.1
	免 許 資格職	保育士A	211	199	29
保育士B		139	124	20	6.2
学芸員		56	43	2	21.5
獣医師		11	5	1	5.0
栄養士		42	33	1	33.0
保健師		50	38	3	12.7
薬剤師		17	14	3	4.7
歯科衛生士		51	45	1	45.0
診療放射線技師		13	13	1	13.0
臨床検査技師		33	29	3	9.7
助産師		4	2	1	2.0
医療福祉相談員		39	33	2	16.5
高校卒業 程度		学校事務A	144	121	16
	学校事務B	209	171	3	57.0
	一般事務	39	34	3	11.3
	土木	6	4	2	2.0
	消防士	87	82	7	11.7
民間企業 等経験者	一般行政	379	327	9	36.3
	社会福祉	21	19	2	9.5
	一般行政(国際, 韓国・朝鮮語)	1	1	0	-
	一般行政(国際, 中国語)	4	4	1	4.0

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
	一般行政(国際, 英語)	13	11	1	11.0
	一般行政(会計監査)	1	1	0	-
	土木	57	48	4	12.0
	土木(水道)	17	16	4	4.0
	建築	44	43	3	14.3
	電気	15	14	2	7.0
	電気(水道)	5	4	2	2.0
	機械	9	8	1	8.0
身体 障がい者	一般事務	25	22	1	22.0
	学校事務	7	7	1	7.0
任期付 職員	一般事務A	46	35	9	3.9
	一般事務B	3	3	1	3.0
	社会福祉	40	36	10	3.6

ウ 役職別昇任選考者数

役 職	人数(人)
部 長	16
課 長	58
合 計	74

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 22 年 10 月 4 日、市議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。主な内容は以下のとおりです。

### I 勧告の内容

#### 1 給与について

##### (1) 職員給与と民間給与の比較結果

###### ア 月例給

職員の平均年齢は 43.4 歳

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
361,531 円	362,059 円	△528 円 (△0.15%)

※職員と民間従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者同士を対比させるラスパイレス方式により、4 月分の給与（決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を比較

###### イ 期末・勤勉手当

民間従業員の特別給の支給割合 3.93 月（職員の支給月数 4.15 月）

##### (2) 改定の内容

###### ア 月例給

- 自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年間支給, 月額 2,500 円）を廃止
- 俸給表を平均 0.1% 引下げ（若年層及び医療職(1)を除く）  
※平成 18 年 4 月の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても引下げ  
⇒上記の改定により△528 円の較差が解消

###### イ 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合を考慮し支給月数を引下げ  
4.15 月分→3.95 月分

###### ウ 実施時期

公布日の属する月の翌月初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

###### エ 実施時期までの年間調整

4 月からの較差相当分を年間でみて解消するため、12 月の期末手当で減額調整  
対象者：俸給月額引下げ改定のあった職員

調整方法：①と②の合計額を 12 月の期末手当から減額

- ① 4 月の月例給×調整率 (△0.2%※) ×調整期間の月数
- ② 6 月に支給された期末・勤勉手当の額×調整率 (△0.2%※)

※ 全体較差率 (△0.15%) に代え、引下改定対象職員のみによって較差総額を負担することとして求められる率

## II 報告の内容

### 1 給与に関する課題

- 勤務実績の給与への反映
- 教育職員の給与

### 2 人事管理に関する課題

- 人材の確保・育成等
- 勤務時間の見直し
- 超過勤務の縮減
- メンタルヘルス対策
- 高齢期の雇用
- 公務員倫理の確保

### <参考>

#### 1 民間給与実態調査

- 市内の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 392 事業所から 95 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等について調査（調査完了 90 事業所、調査完了率 94.7%）

#### 2 給与改定の影響

- 職員の年間給与（一般俸給表適用者平均、43.4 歳）

改定前	改定後	増減額（率）
5,884 千円	5,800 千円	△84 千円（△1.43%）

- 人件費の増減額（企業職を除く） 約 5 億 1 千万円の減額

#### 3 過去の給与勧告の状況

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成 19 年	0.15%	4.45 月	—
平成 20 年	勧告なし	4.45 月	—
平成 21 年	△0.16%	4.15 月	△0.3 月
平成 22 年	△0.15%	3.95 月	△0.2 月

※本人事業委員会の発足は平成 19 年

#### 4 人事院勧告の内容

- 月例給，ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与△9.4 万円（△1.5%）
  - ・月例給の較差（△0.19%）を解消するため，月例給の引下げ改定
    - ┌ 55 歳を超える職員（6 級以上）の俸給及び俸給の特別調整額の一律減額（△1.5%）
    - └ 俸給表の引下げ（平均改定率△0.1%）
  - ・期末・勤勉手当の引下げ 4.15 月分 → 3.95 月分（△0.2 月分）
  - ・給与構造改革の終了により経過措置の解消に伴って生ずる制度改正原資を用いて，平成 23 年 4 月に若年・中堅層に抑制していた昇給を 1 号俸回復
  - ・月 60 時間の超過勤務時間の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし，平成 23 年度から実施

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	要求件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度から の繰越	新規要求	小 計 (A)		
給与・旅費	0	0	0	0	0
勤務時間・休暇	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0
転任・任用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(4) 不利益処分等に関する不服申立ての件数

区 分	係属件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度か らの繰越	新規申立て	小計(A)		
分限処分	0	0	0	0	0
懲戒処分	2	0	2	0	2
転任	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	2	0	2	0	2